

平成31年知多北部広域連合議会第1回定例会会議録目次

2月22日

会議録署名議員の指名	4
会期について	5
例月出納検査結果報告（7月分～12月分）	5
平成30年度定期監査結果報告	5
知多北部広域連合広域計画の一部変更について	5
平成30年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第2号）	9
平成30年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	11
平成31年度知多北部広域連合一般会計予算	17
平成31年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計予算	19

知多北部広域連合議会会議録（第67号）

1 招集年月日

平成31年2月22日（金） 午前9時30分

2 招集の場所

東海市しあわせ村 健康ふれあい交流館（1階）多目的ホール（議場）

3 応招議員（16人）

1番	早川直久	2番	蔵満秀規
3番	栗野文子	4番	石丸喜久雄
5番	木下久子	6番	加古守
7番	早川高光	8番	窪地洋
9番	古俣泰浩	10番	渡邊眞弓
11番	伊藤公平	12番	富田一太郎
13番	山下享司	14番	向山恭憲
15番	小松原英治	16番	杉下久仁子

4 不応招議員

なし

5 開閉の日時

開会 平成31年2月22日 午前 9時30分

閉会 平成31年2月22日 午前10時47分

6 出席議員

応招議員と同じである。

7 欠席議員

なし

8 職務のため議場に出席した議会事務局職員

事務局長 谷川正仁 書記 千田直子

9 説明のため議場に出席した者

広域連合長	鈴木淳雄	副広域連合長	岡村秀人
副広域連合長	宮島壽男	副広域連合長	神谷明彦
選任副広域連合長	佐治錦三	会計管理者	蒲田重樹
事務局長	伊藤明典	総務課長	船津光裕
事業課長	小島朋尚	事業課長補佐	大塚康雄
事業課長補佐兼認定係長	小泉綾子		

〈関係市町〉

東海市健康福祉監	山内政信	東海市高齢者支援課長	田中寛二
大府市福祉子ども部長	玉村雅幸	大府市高齢障がい支援課長	田中嘉章
知多市福祉部長	竹之越康正	知多市長寿課長	石川義章
東浦町健康福祉部長	馬場厚己	東浦町福祉課長	鈴木貴雄

10 議事日程

日程	議案番号	件名	備考
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3	報告 1	例月出納検査結果報告（7月分～12月分）	
4	〃 2	平成30年度定期監査結果報告	
5	議案 1	知多北部広域連合広域計画の一部変更について	
6	〃 2	平成30年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第2号）	
7	〃 3	平成30年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	
8	〃 4	平成31年度知多北部広域連合一般会計予算	
9	〃 5	平成31年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計予算	

11 会議に付した事件

議事日程に同じである。

(2月22日 午前9時30分 開会)

議長（富田一太郎）

皆さん、おはようございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員は16人で、定足数に達しております。

ただいまから平成31年知多北部広域連合議会第1回定例会を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおり進めたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めましたので、御報告申し上げます。

議長（富田一太郎）

会議に先立ち、広域連合長から挨拶をいただきます。

広域連合長（鈴木淳雄）

皆さん、おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、知多北部広域連合議会の開会に当たり、一言挨拶をさせていただきます。

本日は、広域連合議会の第1回定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り厚くお礼申し上げます。

平成30年度からスタートしました第7期事業計画も円滑に運営をすることができておりますのも議員の皆様のお支援と御理解の賜物と、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

さて、今回の定例会におきましては、広域計画の一部変更、補正予算のほか、平成31年度予算案について議案を提出させていただいております。

議案の内容等につきましては、後ほど御説明いたしますが、何とぞよろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（富田一太郎）

ありがとうございました。

これより会議に入ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、9番古俣泰浩議員、10番渡邊眞弓議員

を指名いたします。

議長（富田一太郎）

日程第2、「会期について」を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定をいたしました。

議長（富田一太郎）

日程第3、報告第1号「例月出納検査結果報告（7月分～12月分）」及び日程第4、報告第2号「平成30年度定期監査結果報告」を一括議題といたします。

本2件は、監査委員から当職宛てにそれぞれ報告書が提出されておりますので、その写しの配付をもって報告とさせていただきます。

以上で、日程第3、報告第1号「例月出納検査結果報告（7月分～12月分）」及び日程第4、報告第2号「平成30年度定期監査結果報告」を終わります。

議長（富田一太郎）

続きまして、日程第5、議案第1号「知多北部広域連合広域計画の一部変更について」を議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を願います。

事務局長（伊藤明典）

ただいま上程になりました議案第1号「知多北部広域連合広域計画の一部変更について」御説明いたします。

提案理由といたしましては、知多北部広域連合広域計画の計画期間満了に伴い一部変更をするため、地方自治法第291条の7第3項の規定により議決を求めるものでございます。

参考資料の新旧対照表を御覧ください。

第3は、広域連合及び関係市町が行う事務で、「3、保険給付」並びに「6、地域支援事業」に事務の追加を行うものでございます。

2ページをお願いします。

第4は、広域計画の期間及び改定で、期間を「平成31年度（2019年度）から2023年度ま

で」に改めるものでございます。

附則は施行期日で、この計画は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長（富田一太郎）

これより質疑に入ります。お手元に配付いたしました議案質疑の通告一覧の順序に従い、質疑をしていただきます。

16番杉下久仁子議員の発言を許します。

16番（杉下久仁子）

おはようございます。

よろしく願いいたします。16番議員杉下久仁子です。

議長の許可を得ましたので、通告に従い質問をさせていただきます。3点あります。

まず1つ目は、改正の第3の中にあります計画の広域連合及び関係市町が行う事務の3に当たる保険給付です。こちらの地域密着型サービス事業者の指定等について、関係市町の意見書をというところから意見というふうになっています。具体的な変更点を伺います。

2番として、同じく3の広域連合及び関係市町が行う事務の中にある3の居宅介護支援事業者の指定等と6の第1号事業（第1号生活支援事業を除く。）を行う事業者の指定等を広域連合が行うこととなりますが、事業者の指定は何を基に行うのか伺います。また、事業者の指定のほかには何かあるのか伺います。

3点目として、同じく地域支援事業者について、事業者の指定により事業者への監督責任が発生するのか伺います。

以上です。

議長（富田一太郎）

それでは、お答え願います。

総務課長（船津光裕）

御質問の1番目、地域密着型サービス事業者の指定等について、関係市町の意見書から意見へと変更した理由についてでございますが、地域密着型サービス事業者の指定に当たっては、広域連合が医師、薬剤師、事業者、民間団体の代表者、民生委員及び公募委員などから構成し設置しております地域包括支援センター等運営協議会において協議を行い、指定を行っております。この運営協議会において、関係市町の意見を聴取する場を設けていることから、実情に合わせて変更したものでございます。

次に、御質問の2番目、事業者の指定は何を基に行うのかについてでございますが、事業者の指定は介護保険法に基づき行っておりますが、指定の基準等につきましては、居宅介護支援事業者は知多北部広域連合指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例に基づき、また、第1号事業を行う事業者は知多北部広

域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例及び同条例施行規則に基づき行っております。

また、事業者の指定のほかは何があるかについてでございますが、広域連合が行う事務として、事業者の指定の更新、変更の届出等、報告等、勧告・命令等、指定の取消し等及び公示がございます。

次に、御質問の3番目、事業者の指定により事業者への監督責任が発生するののかについてでございますが、介護保険法等に基づき、指定事業者に対し報告等を求め、勧告・命令等及び指定の取消し等を行うことができることから指定事業者を監督する権限を有するものであると考えております。

以上でございます。

議長（富田一太郎）

答弁は終わりましたが、杉下議員、再質問はありますか。

16番（杉下久仁子）

1点確認というか質問をさせていただきます。

1番で聞きました地域密着型サービスの事業者の指定については、協議会が開かれており、その中で意見の聞いているという実情に合わせたということですがけれども、これまでは意見書ということで記録を残していたと思うんですけれども、この実情ということは、記録等はどういった形になるのか伺います。

以上です。

議長（富田一太郎）

では、御答弁。

事業課長（小島朋尚）

御質問の記録はどのようにしてとっているのかについてでございますが、こちらにつきましては、地域包括支援センター等運営協議会における議事録として記録をとっているものでございます。

以上でございます。

議長（富田一太郎）

以上で16番杉下久仁子議員の議案質疑を終わります。

続いて、3番栗野文子議員の発言を許します。

3番（栗野文子）

議長、3番栗野文子です。よろしくお願いいたします。おはようございます。

ただいま参考資料について新旧対照表の中から御質問をさせていただきたいと思っております。

改正欄の下から3行目のただし書き以降なんですが、地域支援事業の一部を関係市町、そして、地域包括支援センター及び民間事業者等への委託により実施するとありますが、この委託する支援事業の一部とは何かということ、また、委託をする主体は広域連合が直接委託をするのでしょうか、1点、よろしくお願いいたします。

議長（富田一太郎）

では、お答え願います。

総務課長（船津光裕）

御質問の委託する地域支援事業の一部とは何かについてでございますが、介護予防・生活支援サービス事業を始め、介護予防ケアマネジメント事業、一般介護予防事業、包括的支援事業、地域ケア会議推進事業、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業の8つの事業でございます。

また、委託につきましては、広域連合が主体となって実施をして参るものでございます。以上でございます。

議長（富田一太郎）

答弁は終わりましたが、栗野議員、再質問はありませんか。

3番（栗野文子）

確認になると思いますけれども、関係市町、地域包括支援センター、これは広域連合が直接関わっていくというのはよく分かるのですが、及びの後の民間事業者への委託というのを広域連合が直接委託をするのでしょうか、それ1点、確認させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

事業課長（小島朋尚）

御質問の民間事業者等への委託により実施することがあるかということでございますが、こちらにつきましては、現在はございませんが、民間事業者についても委託できるようにはしておるものでございます。

以上でございます。

議長（富田一太郎）

よろしいですか。

それでは、以上で3番栗野文子議員の議案質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第1号「知多北部広域連合広域計画の一部変更について」は、原案のとおり可決されました。

議長（富田一太郎）

続きまして、日程第6、議案第2号「平成30年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

事務局長（伊藤明典）

ただいま上程になりました議案第2号「平成30年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第2号）」について御説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億603万1,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ35億2,116万5,000円とするものでございます。

8、9ページをお願いします。

2の歳入でございます。

2款国庫支出金、1項1目国庫負担金は、所得段階が第1段階である者が当初予算時の見込みより増加したことに伴い、国の負担割合に応じて7万3,000円を増額するものでございます。

3款県支出金、1項1目県負担金も同様に県の負担割合に応じて3万6,000円を増額するものでございます。

5款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は、特別会計の保険給付費等の増額分等に対応するため、市町が負担すべき額である7,984万4,000円を増額するものでございます。

2項1目介護保険事業特別会計繰入金は、特別会計における介護報酬改定等に伴うシステム改修費に対し、国庫補助金の交付が受けられることとなったことによる歳入増額分と、モバイル端末に係る改修を取りやめたこと等により生じたシステム改修の歳出未執行分とを合わせて2,607万8,000円を増額をするものでございます。

続きまして、歳出を御説明いたします。

10、11ページをお願いします。

2款総務費、1項1目一般管理費は、改元対応等のシステム改修が不要となったことによる196万5,000円の減額と、特別会計の保険給付費等の増額分による7,980万6,000円及び低所得者保険料軽減負担金の14万7,000円を増額分を相殺し、7,798万8,000円を増額するものでございます。

2目財政調整基金費は、歳入の5款繰入金、2項1目介護保険事業特別会計繰入金2,607

万8,000円と、先の1目一般管理費のシステム改修委託料の196万5,000円の減額分を合わせた2,804万3,000円の増額をするものでございます。

以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（富田一太郎）

これより質疑に入ります。

16番杉下久仁子議員の発言を許します。

16番（杉下久仁子）

お願いいたします。

今の説明の中でも出てきましたけれども、改めて伺いたいと思います。2点あります。

まず、歳入の8、9ページです。5款1項1目財政調整基金繰入金7,984万4,000円の増による基金の取崩しの要因は何か伺います。

2点目として、同じページにあります5款2項1目の介護保険事業特別会計繰入金2,607万8,000円と歳出にあります10、11ページの2款1項2目財政調整基金積立金の2,804万3,000円について、関連があるのか、又はあるのであればその理由を伺います。

以上です。お願いします。

議長（富田一太郎）

では、お答え願います。

総務課長（船津光裕）

御質問の1番目、基金の取崩しの要因は何かについてでございますが、介護保険事業特別会計の保険給付費等の増額に伴う関係市町の法定負担分を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

次に、御質問の2番目、歳入の介護保険事業特別会計繰入金と歳出の財政調整基金積立金の関連の有無と理由についてでございますが、財政調整基金積立金2,804万3,000円は、介護保険事業特別会計繰入金2,607万8,000円と歳出の方にございます2款1項1目13節委託料で減じた196万5,000円の合計でございます。

理由といたしましては、関係市町の負担金が財源となっているため財政調整基金に積み立てるものでございます。

以上でございます。

議長（富田一太郎）

答弁終わりましたが、杉下議員、再質問はありませんか。

16番（杉下久仁子）

財政調整基金についての考え方というか、事務的な手続に必要なことであったとは思わん

ですけれども、要は介護保険特別会計、こちらから繰り入れて、また取り崩してそちらへ繰り入れるという流れについて、若干疑問が残りましたので質問させていただきました。

そしてまた、介護保険の方の会計で執行残ということで、残った分を一般会計に繰り入れたということでもありますけれども、そうではなく介護保険の事業として保険料の負担軽減分等には使えなかったのか、性質が違うということとは思いますが、できなかったのか伺います。

総務課長（船津光裕）

今回のマイナスにした分ですとか、そういったものにつきましては、当初、各市町の負担金としてお願いをしているものでございますので、当然、余剰が出たものに関しましては市町にお返しをさせていただくか、財政調整基金に積ませていただくということになります。

また、保険料につきましては、議員おっしゃられるとおり性質が違いまして、保険料につきましては介護給付費準備基金というのがございまして、そちらで保険料の残の分を積ませていただいて、保険料軽減のために使わせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

議長（富田一太郎）

以上で16番杉下久仁子議員の質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第2号「平成30年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

議長（富田一太郎）

続きまして、日程第7、議案第3号「平成30年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

事務局長（伊藤明典）

ただいま上程になりました議案第3号「平成30年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明いたします。

今回の補正予算は、主に介護保険料の歳入減と介護給付費の増による補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億4,806万1,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ219億8,540万円とするものでございます。

8、9ページをお願いします。

2の歳入でございます。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料は、当初の見込みより第1号被保険者の伸びが縮小したこと及び所得段階が前年度より低所得者層に移行した者が多かったことなどにより1億2,714万7,000円を減額するものでございます。

2款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金は、歳出の保険給付費の増額分に対する法定負担割合に応じた額である1億817万3,000円を増額するものでございます。

2項1目調整交付金は、国から提供された見える化システムによる内示率1.34%により予算計上をしておりましたが、当初の交付決定が0.91%であったことから1億36万円を減額するものでございます。

4目保険者機能強化推進交付金は、平成30年12月に国から平成30年度の内示額が通知されましたので、内示額である3,396万3,000円を増額するものでございます。

5目事業費補助金は、介護報酬改定等に伴うシステム改修費に対し国庫補助金の交付が受けられることとなったため936万円を増額するものでございます。

3款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金は、歳出の保険給付費の増額分に対する法定負担割合に応じた額である1億7,238万1,000円を増額するものでございます。

10、11ページをお願いします。

4款県支出金、1項1目介護給付費負担金は、同じく保険給付費の増額分に対する法定負担割合に応じた額である9,932万3,000円の増額と、県が行っております保険者指導により判明いたしました県負担金の不足分を県から収入するため3万6,000円を増額するものでございます。

6款繰入金、1項1目介護給付費繰入金は、保険給付費の増額に対する市町の法定負担割合に応じた額である7,980万6,000円を増額するものでございます。

5目低所得者保険料軽減繰入金は、所得段階が第1段階である者が当初予算の見込みより増加したことにより14万7,000円を増額するものでございます。

2項1目介護給付費準備基金繰入金は、先ほど説明いたしました1款1項1目第1号被保険者保険料及び2款2項1目調整交付金の減額分並びに歳出、2款保険給付費の増額分に対する法定負担割合分として3億7,237万9,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳出を御説明いたします。

12、13ページをお願いします。

1款総務費、1項1目一般管理費は、介護報酬改定等に伴うシステム改修委託料につきまして、モバイル端末に係る改修を取りやめたこと等により生じた未執行額の1,671万8,000円を減額するものでございます。

2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費は、通所系サービスの給付費の伸びに対応するため1億4,431万3,000円を増額するものでございます。

2目地域密着型介護サービス給付費は、平成29年度に整備されました認知症対応型共同生活介護4施設が本格稼働をしたことによる給付費の伸びに対応するため3億7,713万8,000円を増額するものでございます。

3目施設介護サービス給付費は、こちらも平成29年度に整備されました地域密着型介護老人福祉施設2施設が本格稼働したことによる給付費の伸びに対応するため5億1,601万円を増額するものでございます。

4目居宅介護福祉用具購入費、住宅改修費は、給付費の伸びに対応するため1,322万8,000円を増額するものでございます。

5目居宅介護サービス計画給付費は、1目から4目までのサービス利用に必要な計画作成費の増加に対応するため4,888万8,000円を増額するものでございます。

2項1目介護予防サービス給付費は、平成29年度から開始いたしました介護予防・日常生活総合事業において実施している現行相当サービスの支給費が伸びており、予防給付費が全体的に抑制されていることから、実績を基に1億5,655万5,000円を減額するものでございます。

2目地域密着型介護予防サービス給付費は、利用の減により312万4,000円を減額するものでございます。

14、15ページをお願いいたします。

3目介護予防福祉用具購入費、住宅改修費は利用の減により2,137万2,000円を減額、4目介護予防サービス計画給付費は、1目と同様の理由により5,462万円を減額するものでございます。

3項1目審査支払手数料は、1項介護サービス等諸費の伸びに対応するため41万1,000円を増額するものでございます。

4項1目高額介護サービス費は、介護保険法の改正により昨年8月から開始されました3割負担による給付費の増を見込んでおりましたが、被保険者の申請による事後給付であることから当初の見込みほど支給対象となるものがなかったため1億19万5,000円を減額するものでございます。

7項1目特定入所者介護サービス費は、当初の見込みほど支給対象となるものがなかったため1億2,577万円を減額するものでございます。

2目特定入所者介護予防サービス費は、支給対象が当初予算時の見込みより増加していることから9万8,000円を増額するものでございます。

16、17ページをお願いします。

3款地域支援事業費、2項1目一般介護予防事業費は、補正額に増減はございませんが、先ほど説明いたしました歳入、2款2項4目保険者機能強化推進交付金を充当するため、財源振替をするものでございます。

3項5目認知症総合支援事業費も補正額に増減はなく、同様に財源振替をするものでございます。

5款諸支出金、1項1目介護保険料還付金は、過年度分に係る保険料の還付が当初予算時の見込みより増加していることから21万5,000円を増額するものでございます。

3目償還金は、県の保険者指導により判明いたしました国庫支出金の余剰分を国に返還するため3万6,000円を増額するものでございます。

2項1目一般会計繰出金は、歳入、2款2項5目事業費補助金の補正額936万円と、歳出、1款1項1目一般管理費の補正額1,671万8,000円を合わせた2,607万8,000円を増額するものでございます。

以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（富田一太郎）

これより質疑に入ります。

16番杉下久仁子議員の発言を許します。

16番（杉下久仁子）

お願いいたします。

平成30年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計の方の補正予算（第2号）について3点伺います。

1点目として、歳入、8、9ページにあります1款1項1目第1号被保険者保険料1億2,714万7,000円の減額の理由というのが、先ほども言われました低所得階層への移行の人数が増えたということでありますけれども、それが何人でありまして、どんな理由で所得が減ったと捉えていらっしゃるか。また、減額のほかの理由がありましたら伺います。

2点目として、同じページにあります2款2項4目保険者機能強化推進交付金3,396万3,000円について伺います。

今年度から始まりましたインセンティブ交付金とも言われているものですが、初めての評価と交付金の支給となりましたが、これをどう捉えているか伺います。

3点目として、歳出、12、13ページにあります2款1項介護サービス等諸費、全体で10億9,957万7,000円の増額により、前年度当初予算とほぼ同額になります。また、14、15ページにある2款2項介護予防サービス等諸費2億3,567万1,000円の減額は、総合事業への移行が認定者の介護サービス利用の実態に即していないという状況と考えられますけれども、どのように判断されているか伺います。よろしく申し上げます。

議長（富田一太郎）

では、お答え願います。

事業課長（小島朋尚）

御質問の1番目、低所得階層への移行人数及び所得が減った理由についてでございますが、前年度に比べ第1段階の方が257人、第2段階の方が267人、第3段階の方が200人増えていることに対し、第4段階の方が334人減少しており、要因の一つとしては所得が少ない方のみの世帯になる等の傾向が増えているものと考えてございます。

また、減額のその他の理由についてでございますが、国が第8段階及び第9段階を判定す

る所得の区分をそれぞれ10万円高く変更したことにより、第9段階が359人、第8段階が808人減ったことに対し、第7段階が1,190人増えていること及び当初見込みより第1号被保険者の伸びが縮小したこともその要因の一つではないかと考察をしております。

次に、御質問の2番目、保険者機能強化推進交付金について、評価と交付金支給をどう捉えているかについてでございますが、この交付金は第1号被保険者数と評価指標に基づき算定され交付されるもので、これまで関係市町と取り組んでまいりました地域包括ケアの体制構築や介護予防事業等が評価されたものと考えております。

次に、御質問の3番目、総合事業への移行をどのように判断されているかについてでございますが、サービス利用につきましては介護支援専門員による自立支援重度化防止に資するケアマネジメントの実施により、総合事業も含めて適切なサービス提供がされているものと考えております。

以上でございます。

議長（富田一太郎）

答弁終わりましたが、杉下議員、再質問はありませんか。よろしいですか。

それでは、以上で16番杉下久仁子議員の議案質疑を終わります。

続いて、3番栗野文子議員の発言を許します。

3番（栗野文子）

3番栗野文子です。よろしくお願ひいたします。

ページ数が歳出の12、13ページでございますが、2款1項4目居宅介護福祉用具購入費・住宅改修費、19節負担金補助及び交付金のうち、居宅介護住宅改修費1,155万4,000円について、この補正での改修件数と内容の概要を質問いたします。

また、これまでの住宅改修の累計件数は何件かについてお伺ひいたします。よろしくお願ひいたします。

議長（富田一太郎）

では。

事業課長（小島朋尚）

御質問の居宅介護住宅改修費についてでございますが、住宅改修件数は住宅改修に係る平均給付費が1件当たり10万5,000円であり110件を見込んでおります。

また、内容の概要についてでございますが、主なものは手すりの取付け、段差の解消などでございます。

次に、これまでの累計件数についてでございますが、本年度1月末時点の給付決定件数は、累計で519件でございます。

以上でございます。

議長（富田一太郎）

答弁終わりましたが、栗野議員、再質問はありませんか。

3番（栗野文子）

ございません。

議長（富田一太郎）

よろしいですね。

以上で3番栗野文子議員の議案質疑を終わります。

続いて、4番石丸喜久雄議員の発言を許します。

4番（石丸喜久雄）

それでは、先に通告しております質疑をさせていただきます。

歳出、14、15ページ、2款2項介護予防サービス等諸費についてお伺いいたします。

補正前の額に対して31.5%の減額補正となっておりますが、その理由はどのようなようであるか、お伺いいたします。

議長（富田一太郎）

それでは、お答え願います。

事業課長（小島朋尚）

御質問の介護予防サービス等諸費が減額となっている理由についてでございますが、本年度の当初予算は国から提供を受けました見える化システムによる給付見込み額の推計値を用いて予算計上をいたしました。介護予防サービスの利用者の一部が介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスの利用に移行したこと等により、介護予防サービスに係る給付費が減ったため減額するものでございます。

以上でございます。

議長（富田一太郎）

答弁終わりましたが、石丸議員、再質問はありませんか。よろしいですね。

以上で4番石丸喜久雄議員の議案質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第3号「平成30年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

議長(富田一太郎)

続きまして、日程第8、議案第4号「平成31年度知多北部広域連合一般会計予算」を議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

事務局長(伊藤明典)

ただいま上程となりました議案第4号「平成31年度知多北部広域連合一般会計予算」について御説明いたします。

一般会計予算書の1ページを御覧ください。

第1条は、歳入歳出予算で総額を歳入歳出それぞれ33億6,031万円とするもので、前年度当初予算に対し1億3,386万円、4.1%の増でございます。

第2条は、一時借入金で地方自治法の規定による一時借入金の最高額を10億円と定めるもので、前年度と同額でございます。

続きまして、10、11ページをお願いします。

2の歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項負担金は33億3,591万5,000円で、前年度比2億3,373万4,000円の増でございます。なお、負担金の内訳につきましては右の説明欄のとおりでございます。

2款国庫支出金、1項国庫負担金は1,365万円で、低所得者保険料軽減措置に対する2分の1の国の負担分でございます。

3款県支出金、1項県負担金は682万5,000円で、同じく低所得者保険料軽減措置に対する4分の1の県の負担分でございます。

2項県補助金は172万7,000円で、社会福祉法人による生計困難者に対する利用者負担軽減に対する補助金でございます。

3項県委託金5,000円は生活保護法に基づく審査判定委託料で、前年度と同額でございます。

12、13ページをお願いします。

4款財産収入、1項財産運用収入は1万1,000円で、財政調整基金の預金利子でございます。

5款繰入金、1項基金繰入金は、頭出しの1,000円で、特別会計の保険給付費の増額等により、市町負担分の財源調整が必要となるときに財政調整基金から繰り入れるものでございます。

6款繰越金200万円は、前年度と同額でございます。

7 款諸収入、1 項預金利子は1,000円で、歳計現金等の預金利子、2 項雑入は17万5,000円で、雇用保険被保険者負担金等でございます。

続きまして、歳出を御説明いたします。

14、15ページをお願いします。

1 款議会費、1 項議会費は162万3,000円で、前年度比71万3,000円の増で、主に隔年実施しております行政視察を行うため増額するものでございます。

2 款総務費、1 項総務管理費は33億5,387万1,000円で、前年度比1 億3,320万3,000円の増でございます。

主なものとしては、1 節報酬は、介護認定事務嘱託員始め25人分の報酬、2 節給料から、16、17ページをお願いします、4 節共済費までは職員23人分に係る給与等でございます。7 節賃金は、臨時職員計40人分の賃金等でございます。13節委託料は、平成30年度に開発いたしました総合収納システム運営委託料の461万円などを計上するものでございます。

18、19ページをお願いします。

28節繰出金は30億5,456万8,000円で、前年度比1 億4,698万3,000円の増で、主に介護給付費の増によるものでございます。

2 項選挙費は選挙管理委員4人分の報酬、3 項監査委員費は監査委員2人分の報酬が主なものでございます。

20、21ページをお願いします。

3 款事業費、1 項介護保険円滑実施特別対策事業費は230万4,000円で、主に社会福祉法人に対する利用者負担軽減の補助金で、実績により計上したものでございます。

4 款公債費20万円及び5 款予備費200万円は前年度と同額でございます。

以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（富田一太郎）

これより質疑に入ります。

16番杉下久仁子議員の発言を許します。

16番（杉下久仁子）

お願いいたします。

議案第4号「平成31年度知多北部広域連合一般会計予算」について1点伺います。

歳入の方の10、11ページにあります1 款1 項1 目の負担金一般会計分、前年度比8,697万6,000円の増額は、12、13ページ、5 款1 項1 目財政調整基金繰入金の9,999万9,000円の減額が主な理由というふうにされておりますが、財政調整基金の取崩しをしないというのはなぜか、また、当初予算時点の基金の残額を伺います。お願いいたします。

総務課長（船津光裕）

御質問の財政調整基金の取崩しをしない理由と当初予算時点の基金の残額についてでございますが、平成28年度以降、前年度負担金の清算金について、財政調整基金に積み立てずに

関係市町に返還してまいりました。そのため平成31年1月末現在の財政調整基金残高は約1億725万円となっており、制度改正などによる給付費の増加やシステム改修に対応するため、当初では取り崩さないことといたしました。

なお、平成31年度当初予算時の基金の残額は約5,545万円の見込みでございます。
以上でございます。

議長（富田一太郎）

答弁は終わりましたが、杉下議員、再質問ありませんか。よろしいですね。

以上で16番杉下久仁子議員の議案質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「平成31年度知多北部広域連合一般会計予算」は、原案のとおり可決されました。

議長（富田一太郎）

続きまして、日程第9、議案第5号「平成31年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計予算」を議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

事務局長（伊藤明典）

ただいま上程となりました議案第5号「平成31年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計予算」について御説明いたします。

介護保険事業特別会計予算書の1ページを御覧ください。

第1条は、歳入歳出予算で、総額を歳入歳出それぞれ220億3,410万円とするもので、前年度当初予算に対し14億9,823万円、7.3%の増でございます。

第2条は、債務負担行為で、地方自治法の規定により債務負担行為を設定するものでございます。

第3条は、歳出予算の流用で、地方自治法の規定により流用することができる場合を定めるものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございます。

2021年4月に予定しております介護保険システムの更新に当たり、2019年度から20年度の2か年にかけてシステム開発を実施する予定で、限度額を2億円とするものでございます。続きまして、10、11ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

1款保険料、1項介護保険料は52億87万7,000円で、第1号被保険者数の伸びが縮小していることなどから、前年度比1億2,003万3,000円の減でございます。

2款国庫支出金、1項国庫負担金は37億637万7,000円で、介護給付費の伸びにより前年度比2億6,625万2,000円の増でございます。

2項国庫補助金は6億8,804万2,000円で、前年度比9,759万1,000円の増でございます。

4目保険者機能強化推進交付金は新たに創設された交付金で、市町村による高齢者の自立支援・重度化防止等の取組を支援するためのものでございます。

12、13ページをお願いします。

3款支払基金交付金、1項支払基金交付金は57億2,947万8,000円で、介護給付費の伸びにより、前年度比4億449万3,000円の増でございます。

4款県支出金、1項県負担金は29億7,344万2,000円で、介護給付費の伸びにより前年度比2億3,367万7,000円の増でございます。

2項県補助金は1億7,713万5,000円で、前年度比363万円の減でございます。

5款財産収入、1項財産運用収入は173万2,000円で、介護給付費準備基金の預金利子でございます。

14、15ページをお願いします。

6款繰入金、1項一般会計繰入金は30億5,456万8,000円で、介護給付費に対する市町負担分などを一般会計経由で繰り入れるもので、前年度比1億4,698万3,000円の増でございます。

2項基金繰入金は4億9,858万1,000円で、介護給付費の第1号被保険者分の財源として介護給付費準備基金から繰り入れるもので、前年度比4億7,284万円の増でございます。

7款繰越金200万円は前年度と同額でございます。

8款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料は83万8,000円で、第1号被保険者延滞金等でございます。

16、17ページをお願いします。

2項預金利子は2万円で、歳計現金の預金利子、3項雑入は101万円で、第三者納付金等でございます。

続きまして、歳出を御説明いたします。

18、19ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費は1億2,273万3,000円で、前年度比4,110万円の減で、主な理由は、法改正に伴うシステム改修作業が完了したことによるものでございます。

2項徴収費は112万2,000円で、コンビニ収納事務委託手数料などでございます。

20、21ページをお願いします。

3項介護認定審査会費は1億5,518万3,000円で、前年度比65万5,000円の増でございます。

4項趣旨普及費は222万5,000円で、3年ごとの法改正に合わせて印刷部数を増減している

ことから、前年度比63万7,000円の減でございます。

5項事業計画推進委員会費は56万6,000円でございます。

22、23ページをお願いします。

2款保険給付費でございます。1項介護サービス等諸費は189億2,155万7,000円で、要介護と認定された被保険者の保険給付費で、前年度比19億1,150万円の増でございます。

2項介護予防サービス等諸費は6億382万2,000円で、要支援と認定された被保険者への保険給付費で、前年度比1億4,334万3,000円の減でございます。

24、25ページをお願いします。

3項その他諸費は1,114万4,000円で、国民健康保険団体連合会に対する審査支払手数料で、前年度比81万9,000円の増でございます。

4項高額介護サービス等費は3億6,701万7,000円で、前年度比1億372万6,000円の減、5項高額医療合算介護サービス等費は6,436万2,000円で、前年度比835万8,000円の減、6項特別給付費は263万8,000円で、利用者負担減免制度に係る給付費でございます。

26、27ページをお願いします。

7項特定入所者介護サービス等費は5億8,640万5,000円で、介護保険施設に入所等されている利用者を対象に、所得に応じた負担限度額を超えた部分の負担軽減を図るもので、前年度比1億1,864万7,000円の減でございます。

続きまして、3款地域支援事業費でございます。

地域支援事業費は、国庫補助金に係る国の上限管理の額を基に予算計上したものでございます。

1項介護予防・生活支援サービス事業費は6億470万9,000円で、前年度比736万円の増、2項一般介護予防事業費は6,113万7,000円で、前年度比4,750万2,000円の減でございます。

28、29ページをお願いします。

3項包括的支援事業・任意事業費は4億8,707万4,000円で、前年度比719万7,000円の増でございます。

30、31ページをお願いいたします。

4項その他諸費は114万9,000円で、住所地特例者の新総合事業に伴う審査支払い手数料でございます。

4款保健福祉事業費は新設科目で、関係市町における高齢者の介護予防等事業の推進を図るため、保険者機能強化推進交付金相当額の3,396万3,000円を保健福祉事業支援交付金として市町へ交付するものでございます。

5款基金積立金は173万2,000円で、介護給付費準備基金の預金利子を積み立てるものでございます。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は356万2,000円で、第1号被保険者の過年度分に係る保険料払戻金及び還付加算金でございます。

7款予備費200万円は、前年度と同額でございます。

以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（富田一太郎）

それでは、これより質疑に入ります。

16番杉下久仁子議員の発言を許します。

16番（杉下久仁子）

では、お願いいたします。全部で7点あります。

議案第5号「平成31年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計予算」について伺います。

1点目は、歳入の方、10、11ページ、1款1項1目第1号被保険者保険料の52億87万7,000円について、前年度比1億2,003万3,000円の減と算定されました。その理由として高齢者人口が伸びなかったことを挙げられておりますが、平成30年度の先ほどの補正予算においても出てきました、全体的な被保険者の所得減についてはどのように考えているのか伺います。

また、滞納繰越分保険料について、現在の滞納者数と件数、滞納金額について伺います。

2点目として、同じページにあります2款2項4目保険者機能強化推進交付金3,396万3,000円について、平成30年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）で交付されました金額と同額にした理由を伺います。

3点目として、歳出へ行きます。歳出、22、23ページにあります2款1項介護サービス等諸費を前年度比19億1,150万円増額ということで189億2,155万7,000円とした理由を伺います。

4点目として、同じページにあります2款1項3目施設介護サービス給付費65億131万4,000円の算定に伴って施設入所待機者は広域連合関係市町ごと、広域連合圏外の市町でそれぞれ何人となりますか、伺います。また、要介護度1、2の認定者は該当しているのか伺います。

5点目として歳出、26、27ページにあります3款地域支援事業費全体で、前年度比3,292万3,000円の減額であります。国による上限管理額が減ったことが原因と言われましたが、地域支援事業費のうち2項の一般介護予防事業費のみが減額となっているのはなぜか伺います。また、それによる各市町への影響を伺います。

6点目として、歳出、28、29ページにあります3款3項2目任意事業費の新規に行われる給付的成果研修事業委託料の内容は何か伺います。

7点目、最後です。歳出、30、31ページ、4款1項1目保健福祉事業費3,396万3,000円について、この使い道について高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組について何か伺います。特に重点的な取組があるか伺います。

以上です。お願いいたします。

議長（富田一太郎）

では、御答弁お願いします。

事業課長（小島朋尚）

御質問の1番目、平成30年度の全体的な被保険者の所得減についてでございますが、全体

的な状況は把握してございませんが、第1号被保険者数の伸びが縮小していること、及び国が第8段階及び第9段階を判定する所得の区分を10万円高く変更したことが保険料収入に影響していると考えております。

また、現在の滞納者数の件数及び滞納金額についてでございますが、平成31年1月末現在で滞納者数は延べ1,806人、件数は5,891件、滞納金額は5,718万8,000円でございます。

次に、御質問の2番目、保険者機能強化推進交付金を平成30年度の交付額と同額にした理由についてでございますが、来年度の国の予算案において、交付金総額を本年度と同額の200億円とする予定であることが通知されたこと及び交付金の算定根拠となっております第1号被保険者数及び評価点数が本年度から大きく変動しないと推測されることから、本年度相当の交付額を見込み、同額を計上したものでございます。

次に、御質問の3番目、介護サービス等諸費を増額した理由についてでございますが、過去2年の給付実績と平成30年度上半期までの給付実績を基に、利用の伸び及び施設の整備状況などによる給付費の伸びを見込んだ結果、増額したものでございます。

次に、御質問の4番目、施設入所待機者数についてでございますが、平成30年4月1日時点における要介護3以上の方の待機者数は、東海市で192人、大府市は143人、知多市は90人、東浦町は88人、広域連合管外は231人でございます。

また、要介護1及び要介護2の待機者数は、先ほど申し上げた数字には含まれておりませんが、調査対象としており待機者数を把握してございます。

次に、御質問の5番目、地域支援事業費のうち一般介護予防事業のみを減額とした理由についてでございますが、国の上限額管理により支出額が制限される中で、介護予防日常生活支援サービス事業費が介護予防通所介護相当サービスの利用の伸びや75歳以上の後期高齢者人口の伸びにより増加することが見込まれることから、一般介護予防事業費が圧迫され減額となったものでございます。

また、関係市町への影響についてでございますが、介護予防事業は以前より一般高齢者施策及び健康づくり施策と連携し、壮年期からの一体的な取組がなされており、次年度は新たに創設した保健福祉事業支援交付金等も活用し、従来どおりの取組をいただけるものと考えております。

次に、御質問の6番目、任意事業費の給付適正化研修事業委託料についてでございますが、地域包括ケアの推進と自立支援に資する適切なサービスの提供を目的として広域連合管内全ての介護支援専門員及びサービス事業者の介護職員を対象に、合同研修を3回実施するための事務委託料でございます。これにより広域連合管内の介護関係職員全体の資質向上が図られるものと考えてございます。

次に、御質問の7番目、高齢者の自立支援重度化防止等に関する取組についてでございますが、高齢者の居場所づくりや認知症カフェなどの設置、運営補助、介護予防教室の実施など地域に不足する高齢者の自立支援に向けた資源の拡充を関係市町の実情に合わせて選定し実施するものでございます。

また、重点的な取組につきましては、事業初年度でございますので、今後関係市町にお聞きし情報共有を図って参りたいと考えております。

以上でございます。

議長（富田一太郎）

答弁終わりましたが、杉下議員、再質問ありませんか。

16番（杉下久仁子）

再度質問をさせていただきます。

1点目の方から伺わせていただきます。

1点目で聞きました第1号被保険者の保険料の減額というのは、高齢者人口が伸びなかったことということ、また、8段階、9段階の関係もあると、10万円高くなったということもあると言われました。平成30年度での保険料の減額についてもそうでしたけれども、低所得者層が広がったという認識も持てます。

そういった中で、滞納者数、滞納件数、滞納金額等も増えてしまうのではないかと懸念されますけれども、所得階層が全体的に下がったということで、その所得に合った保険料の支払いができる方なのかどうか、きちんとその辺を精査されているのか、現在の滞納者数の方に対して、そういったことが行われているのか伺います。

2点目として、これは（2）の保険者機能強化推進交付金についてと、また、これは6点目で聞いた給付適正化研修事業委託料にも関連してくるんですけれども、これはいわゆるインセンティブ交付金と先ほどの補正予算のときも申し上げました。さまざまな評価によって点数をつけられて、それによって交付金が支払われるということです。

この中で、先ほど2号の補正のときには、地域包括支援の方での評価ということもおっしゃっていましたが、こちら30年度予算のときに介護給付のサービスの抑制、または介護認定の無理な改善、無理な卒業ということが行われなかったかという懸念を30年度では申し上げました。それについて、また、この31年度でも行われるのではないかと懸念も生じておりますけれども、今回の保険者機能強化推進交付金について、それらの点を介護給付費の過度な抑制、認定の過度な、極端な改善等をされることがないかという、その点数評価を上げての計上ではないかということを改めて伺います。

以上2点、お願いいたします。

議長（富田一太郎）

では、お答え願います。

事業課長（小島朋尚）

御質問の1点目、低所得者層に対して所得に応じた適切な保険料となっているかということですが、こちらにつきましては、基本的には事業計画で策定した保険料率によりまして、所得が減るごとに保険料率が下がるということになってございますし、滞納者につきましては、滞納整理の強化月間を設けるなど適切な対応をしておるものでございます。

2点目、2号補正、無理な介護認定をすることはないか、給付費の抑制ということですが、

されるようになっていないかということでございますが、必要なサービスを必要な方に使っていただくように、介護予防給付の抑制に資するものではなく健康な方を増やして参りたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（富田一太郎）

よろしいですか。

では、以上で16番杉下久仁子議員の議案質疑を終わります。

続いて、4番石丸喜久雄議員の発言を許します。

4番（石丸喜久雄）

それでは、通告しております質疑2点させていただきます。

1点目が、歳入、10、11ページ、1款1項1目第1号被保険者保険料について、今年10月から世帯全員が市町村民税非課税者を対象に介護保険料の軽減強化が実施されますが、具体的にどのようになるのか、また、それぞれの段階別の対象者数と対象者の通知方法はどのようであるか、お伺いいたします。

次に、2点目が、歳出、26、27ページ、3款2項1目一般介護予防事業費について、前年度予算に比べて43.7%の減となった理由はどのようであるか、また、そのことによって関係市町で実施する一般介護予防事業はどのようになると把握されているでしょうか。

以上、お伺いいたします。

議長（富田一太郎）

では、答弁をお願いします。

事業課長（小島朋尚）

御質問の1番目、第1号被保険者の保険料の軽減強化が実施されるが具体的にどのようになるかについてでございますが、平成27年4月から実施しております第1号被保険者保険料軽減強化は、所得段階が第1段階の被保険者を対象に軽減をしておりますが、2019年10月の消費税率10%への引き上げに合わせて、所得段階が第1段階から第3段階までの被保険者を対象にさらなる軽減強化を行うため、本年3月末に国から改正に係る省令が交付される予定でございます。

その内容といたしましては、2020年度における保険料基準額に乗ずる率を第1段階は現行の0.45から0.3へ、第2段階は0.75から0.5へ、第3段階は0.75から0.7へとそれぞれ軽減するもので、中間年度に当たる来年度はその半分の軽減される予定でございます。

当広域連合におきましても、国の動向を注視するとともに、省令交付後の6月臨時会に介護保険条例の一部改正案及び補正予算案の上程を予定しており、第1号被保険者の負担軽減に努めて参りたいと考えております。

また、段階別の対象者数と対象者への通知方法についてでございますが、本年1月1日現

在で、第1段階が9,049人、第2段階が4,734人、第3段階が4,153人の合計1万7,936人であり、介護保険条例の一部改正に合わせて周知を行う予定でございます。

次に、御質問の2番目、一般介護予防事業費が前年度予算に比べて減となった理由についてでございますが、地域支援事業は国により介護予防生活支援サービス事業、介護予防ケアマネジメント費審査支払手数料及び一般介護予防事業の全体で事業費の上限額を算出する方法が定められておりますが、この算出方法が平成30年5月に介護予防サービス計画給付費を上限額に含めないように変更されたことから、前年度から大幅に減額となったものでございます。

また、関係市町で実施する一般介護予防事業はどのようになると把握しているかについてでございますが、関係市町からは従来実施している一般高齢者施策及び健康づくり施策と連携することにより、今年度と同規模の事業を実施する予定であるとお聞きしております。

以上でございます。

議長（富田一太郎）

答弁終わりましたが、石丸議員、再質問ありませんか。よろしいですか。

では、以上で4番石丸喜久雄議員の議案質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第5号「平成31年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

議長（富田一太郎）

以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

広域連合長から発言の申出がありますので、これを許します。

広域連合長（鈴木淳雄）

議長のお許しを得まして、知多北部広域連合議会定例会の閉会に当たり、一言挨拶をさせていただきます。

今回の定例会におきましては、私どもから提出をさせていただきました平成31年度予算等の議案5件につきまして、いずれも原案どおり御議決を賜りましたこと、まずもってお礼申し上げます。

介護保険制度の運営につきましては、議員の皆様のご格別な御指導、御協力をいただきながら地域住民の皆様にご安心していただけるよう広域的な長所を生かしつつ展開をして参りたいと考えておるところでございます。

議員の皆様には、引き続き御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げ、簡単ではございますが閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（富田一太郎）

これをもちまして、平成31年知多北部広域連合議案第1回定例会を閉会いたします。
終始御協力ありがとうございました。

（2月22日 午前10時47分 閉会）

この会議録は、書記の校閲したものと内容の相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 (12番) 富 田 一 太 郎

議 員 (9番) 古 俣 泰 浩

議 員 (10番) 渡 邊 眞 弓